

# 中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用での育成を経て正規雇用に移行させた事業主に対する奨励金

## 19 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金（平成24年3月31日までの時限措置）

奨励金の対象となる求人（既卒者トライアル雇用求人又は震災特例専用求人）をハローワーク又は新卒応援ハローワークに提出し、ハローワーク又は新卒応援ハローワークからの紹介により、中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を原則3か月間の有期雇用として雇い入れ、その後、正規雇用に移行させた場合に、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金を支給します。

### I 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金（トライアル雇用奨励金部分）

既卒者トライアル雇用求人（※1）又は震災特例専用求人（※2）をハローワーク又は新卒応援ハローワークに提出し、ハローワーク又は新卒応援ハローワークからの紹介により、奨励金対象者を原則3か月間の有期雇用として雇い入れていただいた場合に、対象者1人につき月額10万円（最大30万円）を支給します。

※1 「既卒者トライアル雇用求人」とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3か月以内の有期雇用契約を行う求人です。

※2 「震災特例専用求人」とは、被災した卒業後3年以内の既卒者（平成21年3月以降に高校・大学等を卒業し、災害救助法適用地域（東京都を除く）に居住する者）に限定した奨励金対象求人です。

### 受給できる事業主

受給できる事業主は、次の1から13までのいずれにも該当する事業主です。

※ 下記以外にも一定の要件（対象者、対象求人及び併給調整等）がありますので、該当するか否かについては、最寄りの都道府県労働局（以下「労働局」という。）、ハローワーク又は新卒応援ハローワークまでお尋ねください。

1 ハローワーク又は新卒応援ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワーク又は新卒応援ハローワークの紹介により対象者を雇い入れた事業主。

#### 【奨励金の対象者について】

以下のいずれにも該当し、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが必要であると公共職業安定所長が認める者。

○ 平成21年3月以降の中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者で、ハローワーク又は新卒応援ハローワークに求職登録を行っている者（平成23年度の新規学卒者については、卒業日の翌日以降に本制度を利用できます）。

○ 卒業後安定した職業に就いた経験がない者（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない者）。

○ 雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者。

2 ハローワーク又は新卒応援ハローワークから既卒者トライアル雇用の対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約していないこと。

- 3 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- 4 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から既卒者トライアル雇用を終了した日までの間に、事業所において雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主の都合により解雇等したことがない事業主。
- 5 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から既卒者トライアル雇用を終了した日までの間に、事業所において特定受給資格者となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと。
- 6 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間において、既卒者トライアル雇用の対象者を雇用したことがないこと。
- 7 既卒者トライアル雇用の対象者が、既卒者雇用開始日の前日から起算して過去1年間に関連会社等に雇用されており、新たに雇い入れられたものとして奨励金を支給するのは適当でない判断されることがないこと。
- 8 奨励金支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料の未納がないこと。
- 9 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して3年前の日から奨励金の支給決定日までの間に、不正行為により他の奨励金および雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金の不支給措置を受けたことがないこと。
- 10 奨励金の支給決定等に必要なる労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）を整備・保管していること。
- 11 既卒者トライアル雇用期間中の対象労働者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払っていること。
- 12 労働関係法令を順守し、適正な雇用管理を行っていることと認められる事業主であること。
- 13 ハローワーク又は新卒応援ハローワークの紹介時点と異なる条件で対象者を雇い入れ、その対象者に対して労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、その対象者から求人条件が異なることについて申し出があった事業主でないこと。

### 受給できる額

#### 1 有期雇用期間（原則3か月）に対する奨励金

既卒者トライアル雇用労働者1人につき月額10万円とし、支給対象期間の各月支給額の合計額とします。ただし、次の(1)及び(2)の場合は、その期間については既卒者トライアル奨励金の額は、次の(3)の額です。

(1) 次のイからハの場合であって、雇用期間が1か月に満たない月がある場合。

イ 既卒者トライアル雇用労働者が支給対象期間の途中で離職（次の①から④までの理由による離職に限る）した場合

次の①から④までの理由に応じ、それぞれ支給対象期間の途中で離職した日までの期間とします。

- ① 本人の責めに帰すべき理由による解雇
- ② 本人の都合による退職
- ③ 本人の死亡
- ④ 天災その他のやむを得ない理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇

ロ 既卒者トライアル雇用の支給対象期間の途中で正規雇用へ移行した場合

正規雇用へ移行する日の前日までの期間とします。

ハ 既卒者トライアル雇用労働者の失踪等のため離職日が不明確な場合

既卒者トライアル雇用労働者に賃金が支払われた最後の日までの期間とします。

(2) 支給対象期間のある1か月について、既卒者トライアル雇用労働者本人の都合による休暇（ただし年次有給休暇等法令により事業主が労働者に対し付与を義務付けられている休暇は除く。）又は実施事業主の都合による休業の場合。

(3) 既卒者トライアル雇用労働者が、就労を予定していた日数に対する実際に就労した日数の割合に応じて次の額を支給します。

割合	支給額(月額)
$A \geq 75\%$	10万円
$75\% > A \geq 50\%$	7万5千円
$50\% > A \geq 25\%$	5万円
$25\% > A > 0\%$	2万5千円
$A = 0\%$	0万円

(計算式)

$$A = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{既卒者トライアル雇用労働者が} \\ \text{1か月に実際に就労した日数} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{l} \text{既卒者トライアル雇用労働者が当該1} \\ \text{か月に就労を予定していた日数} \end{array} \right)}$$

### 受給のための手続き

奨励金を受給しようとする事業主は、既卒者トライアル雇用が終了した日の翌日から起算して1か月（支給申請期間）以内に「3年以内既卒者トライアル雇用結果報告書兼3年以内既卒者トライアル雇用奨励金支給申請書」に必要な書類を添付の上、既卒者トライアル雇用を実施した事業所の所在地を管轄する労働局長に提出して下さい。

※ 提出は、管轄労働局長の指揮監督する安定所を経由して行うことができます場合があります。

※ 支給申請期間の末日が申請期限となります。申請期限を過ぎると、支給を受けることができなくなりますのでご注意ください。

また、支給申請書に添付する主な書類は次のとおりです。

- ① 計画書(安定所の押印のあるもの)の写し
- ② 労働関係帳簿(出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等) (写)
- ③ 支給要件を確認するに当たってその他管轄労働局長が必要と認める書類

## II 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 (既卒者正規雇用奨励金部分)

既卒者トライアル雇用期間終了後に対象者を正規雇用として雇い入れ、一定期間経過後、対象者1人につき50万円(特例措置の場合60万円)が支給されます。

※ 特例措置とは、被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を出し、その者を採用した事業主に対し行った、支給額の拡充措置のことをいいます。

### 受給できる事業主

受給できる事業主は、次の1から12までのいずれにも該当する事業主です。

※ 下記以外にも一定の要件(対象者、対象求人及び併給調整等)がありますので、該当するか否かについては、最寄りの都道府県労働局(以下「労働局」という。)、ハローワーク又は新卒応援ハローワークまでお尋ねください。

- 1 既卒者トライアル雇用奨励金部分の支給対象事業主であること。
- 2 既卒者トライアル雇用終了後、1か月以内に既卒者トライアル雇用労働者を正規雇用として雇い入れ、引き続き、3か月以上、雇用保険の一般被保険者(ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除

きます。)として雇用する事業主であること。

- 3 正規雇用の開始日の前日から起算して6か月前の日から、既卒者正規雇用奨励金の受給についての申請書を提出する日までの間に、事業所で雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主の都合により解雇等をしたことがない事業主。
- 4 正規雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から既卒者正規雇用奨励金の受給についての申請書を提出する日までの間に、特定受給資格者となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと。
- 5 既卒者トライアル雇用の対象者を、雇用開始の前日から起算して過去3年間において、雇用したことがないこと。
- 6 既卒者トライアル雇用の対象者が、既卒者雇用開始日の前日から起算して過去1年間に関連会社等に雇用されており、新たに雇い入れられたものとして奨励金を支給するのは適当でない判断されることがないこと。
- 7 奨励金支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料の未納がないこと。
- 8 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して3年前の日から奨励金の支給決定日までの間に、不正行為により他の奨励金および雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金の不支給措置を受けたことがないこと。
- 9 奨励金の支給決定等に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）を整備・保管していること。
- 10 正規雇用開始日以降の対象労働者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払っていること。
- 11 労働関係法令を順守し、適正な雇用管理を行っていることと認められる事業主であること。
- 12 ハローワーク又は新卒応援ハローワークの紹介時点と異なる条件で対象者を雇い入れ、その対象者に対して労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、その対象者から求人条件が異なることについて申し出があった事業主でないこと。

### 受給できる額

対象者1人につき50万円（特例措置の場合60万円）を支給する。（正規雇用から3か月定着した場合に支給）

### 受給のための手続き

奨励金を受給しようとする事業主は、正規雇用した日から3か月定着した場合、当該期間が経過した日の翌日から起算して1か月（支給申請期間）以内に「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金（既卒者正規雇用奨励金部分）支給申請書」に必要な書類を添付の上、既卒者トライアル雇用を実施した事業所の所在地を管轄する労働局長に提出して下さい。

※ 提出は、管轄労働局長の指揮監督する安定所を経由して行うことができます場合があります。

※ 支給申請期間の末日が申請期限となります。申請期限を過ぎると、支給を受けることができなくなりますのでご注意下さい。

また、支給申請書に添付する主な書類は次のとおりです。

- ① 対象労働者雇用状況等申立書
- ② 雇用契約書又は雇入れ通知書（写）（正規雇用による雇入れに関するもの。）
- ③ 労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）（写）
- ④ 当該既卒者トライアル雇用対象者に係る報告書兼支給申請書（写）
- ⑤ 支給要件を確認するに当たってその他管轄労働局長が必要と認める書類